

この一票 明るい未来を 築く意思

7/29 (日) 参議院議員通常選挙 投票日  
神崎町議会議員一般選挙

任期満了による参議院議員及び神崎町議会議員の選挙を、7月29日(日)投票で執行します。  
あなたの貴重な一票を自覚と責任をもって投票しましょう。  
※参議院議員選挙の日程変更に合わせて、町議会議員選挙の日程も変更しました。

投票できる方

投票できるのは、日本国民で次の要件を満たしている方です。  
昭和62年7月30日までに生まれた方  
平成19年4月23日までに、神崎町の住民基本台帳に登録されている方(転入の場合は、同日までに転入の届出が済んでいる方)



神崎町議会議員選挙については、引き続き投票日当日まで町内に住んでいることが要件となります。

成年被後見人など、欠格事項に該当しない方

投票時間

午前7時～午後8時

投票所

- 第1投票所 神崎小学校体育館
- 第2投票所 米沢小学校体育館
- 藤の台にお住まいの方の投票所は、第2投票所の米沢小学校体育館となります。

投票日に用事がある方は

期日前投票を

投票期間

7月13日(金)～7月28日(土)の毎日

神崎町議会議員選挙は7月25日(水)からとなります。  
告示日が違ったため、期日前投票の開始日が異なりますのでご注意ください。

投票時間

午前8時30分～午後8時

投票できる方

投票日に、仕事や買い物、旅行、冠婚葬祭などの予定があり、投票所に行けない方

期日前投票所 役場1階小会議室  
投票所入場券をご持参ください。

病院などに入院中の方は

不在者投票を

指定病院や老人ホームなどに入院(入所)している方は、施設内で不在者投票ができます。

また、町外滞在中の方は、滞在先の選挙管理委員会ですべての投票ができます。

身体に障害のある方は

郵便による投票を

郵便による不在者投票ができる方

身体障害者手帳を持っている方  
両下肢、体幹、移動機能の障害が

1級または2級の方

心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、



直腸、小腸の障害が1級または3級の方  
免疫の障害が1級から3級までの方

戦傷病者手帳を持っている方  
両下肢、体幹の障害が特別項症から第2項症までの方

心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が特別項症から第3項症までの方

介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている方

郵便による投票をする方は、事前に町選挙管理委員会へ「郵便等投票証明書」交付の申請をしてください。

開票

午後8時45分、  
神崎ふれあいプラザ

選挙に関するお問い合わせは、神崎町選挙管理委員会(☎2211 1内線211)まで。